2016年1月20日発行　　月報「くらしと自治・京都」　　2016年2月号　　第430号

「紅　梅　京都御苑」　　（古谷能富子さん撮影）

いつまでも安心して住み続けられる地域を

・米国のホワイトカラーイグゼンプション　中村和雄　2
・辺野古埋め立て承認取消し問題と地方自治　大田直史　4
・人口減少社会におけるマンション建設について　三重遷一　6
・交流の広場　8
・中国山地の中の匹見町　田中康夫　9
・私の本棚　土居靖範　10
・カメラ探訪(27)　古谷能富子　11

くらしと自治 京都

（社）京都自治体問題研究所
TEL(075)241-0781　Fax(075)708-7042
E-mail：kjitiken@red.email.ne.jp
発行人　中林　浩

（「住民と自治」２月号付録）

米国のホワイトカラーイグゼンプション

（残業代ゼロ・過労死促進法案に関して）

中村 和雄（弁護士・市民共同法律事務所）

1 米国のホワイトカラーイグゼンプション

私は、昨冬日弁連の調査団の一員としてニューヨークとワシントンに行き、この制度について関係団体に調査をしてきた。国会に提出されている労働基準法改正案（残業代ゼロ・過労死促進法案）で提案されている「高度プロフェッショナル制度」について考える参考にして頂きたい。この制度は、腕力・身体的技能及び能力を用いて、主として反復的労働に従事する肉体的労働者その他のブルーカラー労働者には適用されない。また、原則として、実際に労働した日時や時間にかかわらず、あらかじめ定められた金額を支払う俸給ベースの労働者が対象であり、時給制や日給制の賃金労働者は対象とならない。

米国で公正労働基準法（ＦＬＳＡ）によって週４０時間を超える労働に対しては通常の賃金の５割増の支払いが使用者に義務づけられている。労働時間の限度規制やインターバル規制はない。深夜労働や休日労働も同じ割合である。この残業代支払い義務を免れる制度がホワイトカラーイグゼンプションである。ホワイトカラーイグゼンプションは１９３８年のＦＬＳＡ制定時からあり、１９９９年時点ですでに制度適用労働者（残業代ゼロ労働者）は、約２５５３万人（全体の約２割）、そのうち1割近くが年収３００万円未満で、収入が多くない者にも広く適用されていた。

２００４年改正により、俸給要件は週２５５ドルから週４５５ドル(年収換算で2万３６６０ドル(約２８３万円))以上に引き上げられたが、すでに、俸給労働者（時間給を除く）の８９％はこの金額を上回っていた。かえって、改正により、職務要件が緩和され、また、適用基準が曖昧にされ使用者による制度の濫用も増えたため、適用労働者が増加したと評価されている。

2 ホワイトカラーイグゼンプションの見直し

ＦＬＳＡは、管理的(executive)労働者、運営的(administrative)労働者、専門的(professional)労働者、コンピューター関連労働者、および外勤セールス労働者については、最低賃金と時間外割増賃金の両方の規定の適用を除外している。さらに高額報酬労働者（Highlycompensated employees）についても適用除外としている。これら適用除外とされる労働者の範囲は、労働省の規則で詳細に具体的職務内容と俸給要件が規定されている。

２００４年改正は、多発していたイグゼンプション適用の該当性をめぐる残業代支払訴訟を抑止することが大きな目的だとされた。しかし、改正後残業代支払請求訴訟はさらに増加している。改正によって適用基準が緩和されさらに曖昧になったためであると評価されている。

２０１４年３月、オバマ大統領は残業代規定適用対象者数を増やすために、公正労働基準法（FLSA）のもとでの現在のホワイトカラーイグゼンプション制度の改革をトマス・ペレス労働長官に指示する覚書を出した。大統領はホワイトカラーイグゼンプションが「現代の経済に追いついておらず」、「これらの規則が時代遅れのため、何百万もの米国人が残業代や最賃の権利からも保護されていない」と述べている。現在、労働省において改正

作業が進められている。

3 ホワイトカラーイグゼンプションの対象者

使用者に言われて、自分はイグゼンプトだと思ってしまっている労働者が多いのである。とりわけ、ニューヨークなどで働く若年ホワイトカラー労働者は、自分が残業代をもらえるなどということを考えたことがないという者が多数存在するという。ホワイトカラーイグゼンプションの適用要件についての概要は説明したが、具体的判断基準について規則には詳細な規定が存在する。しかし、自分の職務がそれに該当するのか否かを判断することは困難を極めており、裁判が多発する原因も要件該当性の判断がきわめて困難であることが大きな要因である。使用者に該当するといわれれば、それに反して行動することは米国でも難しいのである。

4 イグゼンプション労働者の労働時間

今回入手した資料の中にイグゼンプション労働者と非イグゼンプション労働者の労働時間を対比した資料がある。１９９９年の資料であるが、週４０時間内で労働する者が、非イグゼンプト労働者の中では８１％であるのに対して、イグゼンプト労働者の中では５６％に過ぎない。イグゼンプト労働者が非イグゼンプト労働者に比べて長時間労働を強いられる傾向にあると言える。

今回の調査において、「日本では残業代をもらえなくなれば労働者はダラダラと残業することがなくなり労働時間が短くなるという見解があるがどう考えるか」との私たちの質問に対して、いずれの聴取先でも「そんな考えは馬鹿げている」と一笑に付された。「使用者は残業代を払わなくてすむのであればいくらでも残業を命じるのであり、残業代を払わなければならないのであれば残業を命じるのは必要最小限の範囲に限定するのであり、労働者はそれに従わざるを得ない。日本では何という空論を展開しているのだ」と呆れられた。残業代を払わなくて良い労働者は労働時間が長い傾向にあることは、米国の実情からも明らかである。

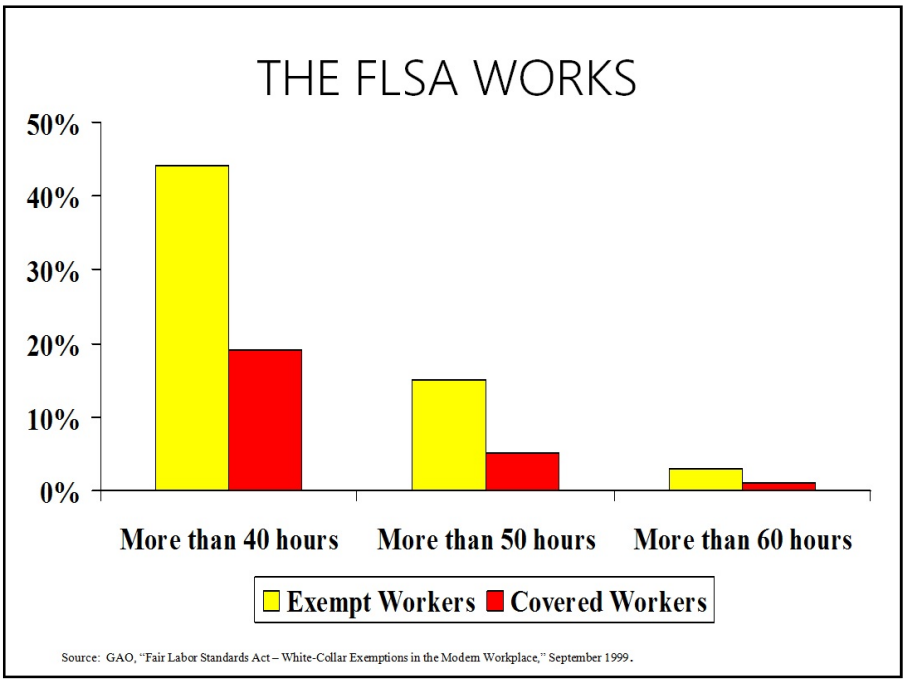

辺野古埋め立て承認取消し問題と地方自治

大田　直史（龍谷大学政策学部教授）

はじめに

翁長雄志沖縄県知事が、仲井眞弘多前沖縄県知事が沖縄防衛局に対して行った公有水面埋立の承認を取り消したことに端を発して、国と沖縄県とが争訟を舞台に対立を深めている。2015年9月19日安保関連法制を強行採決・成立させた自公政権は立憲主義を蹂躙しているが、沖縄ではこれと併せて法治主義（行政が法に基づいて行われ、法に違反しないことを要請する行政法の根本原則）と憲法に保障された地方自治を露骨に蹂躙している。

辺野古埋立承認はなぜ取り消されたか

仲井眞前知事は2010年の知事選挙公約で普天間基地の県外移設を述べていたにもかかわらず、公約に反して辺野古の埋立を承認した。これに対して沖縄県議会は、埋立承認を「公約違反」、「『公約を変えていない』と開き直る態度は県民への冒涜」と県議会史上初めて辞職を求める議決を行った。前知事の埋立承認は公約に違反し県民の信託を裏切るものであった。

この点に加えて、埋立承認は法的にも許されないものであった。2014年、仲井眞前知事と選挙戦を戦い県内基地移設反対の公約を掲げて当選した翁長知事は6名の専門家からなる第三者委員会を設置し、この埋立承認が公有水面埋立法4条1項に定められた承認の要件に照らして適法なものか否かを検証した。同委員会の『検証結果報告書』は、本件埋立対象地について「『埋立ての必要性』が存在すると認定することは困難」であり、「法的に瑕疵があると考えられる」こと、そのほか、同条各号の要件への適合を審査して、例えば環境保全措置は,「『其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト』の要件を充足していないものであり法的に瑕疵がある」と埋立承認が違法であることを詳細に結論づけた。

この第三者委員会の『報告書』を受けて、翁長知事は、2015年10月、埋立承認が同法に違反し瑕疵があるとしてこれを取り消した。この取消は、埋立承認が、行われた当初から同法に違反するものであったという処分成立当初の瑕疵を理由とする講学上の職権取り消しであり、行政が法律に違反してはならないとする法治主義の原則に則り違法状態を是正するために求められる当然の措置であった。

取消処分に対する審査請求と執行停止

この翁長知事の承認取消処分に対して政府は、行政不服審査法に基づいて不服申立を国土交通大臣に対して行う（参照、地方自治法255条の2）、と同時に承認取消しの取消しの代執行手続を進めることを決定した。国交相は申立から2週間後、承認取消処分の執行停止を決定し、取消しによって消滅していた埋立承認の効力を回復させ、これによって埋立の本体工事が開始された。行政不服審査法は「国民の権利利益の救済を図る」ことを目的として明記しており、国がこれ

を申し立てることができる場合は例外的な場合に限られ（57条4項、新行審法7条2項）、知事から埋立承認を受ける立場の国が申立を行うことは許されず、申立は一般私人と同等の立場であることを口実に「私人になりすまし」た手続の濫用である。ところが、国交相は審査請求の有効な申立を前提に、取消処分の「執行停止」を認めた。執行停止は、「重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるとき」にのみ認められる（34条4項）。緊急の必要がある事情として、①普天間基地周辺の住民がさらされ続けている生命・身体の危険、②米国との外交・防衛関係への悪影響、という二つの重大な損害を避けることがあげられた。しかし、緊急に基地周辺住民の生命・身体を守る必要が仮にあっても、それは基地を使わないことで達成できる。②も、根拠は明らかではない。そもそも国の防衛省の地方機関である沖縄防衛局が、身内ともいえる国の国交相に申し立てて知事の処分を審理し、国に不都合な処分の執行を停止するという茶番である。

代執行

代執行では、福岡高裁那覇支部にその訴訟が係属している。これは県の事務の管理・執行に代執行の方法で関与する国にしか認められない立場でとられる措置であり、行政不服審査法を沖縄防衛局が一般私人と同等の立場で利用することと両立しうるものではなく、不服申立と代執行の並行は法的な道理のない制度濫用である。加えて、代執行は地方自治法245条の8に基づいて、ほかの「方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるとき」に限って認められる。不服申立手続で取消処分の執行停止がされていて、いわば既に「是正」され、工事が進められている現状が県民の利益を害することが明らかであるとはいえ国にとっての「公益を害することが明らかである」といえないことは明らかであろう。

翁長知事は、先の承認取消しに対する執行停止を国による事務への国の関与であるとして国地方係争処理委員会への審査の申立を行った。同委員会は、2015年12月28日「国土交通大臣の判断が一見明白に不合理であるとまでいうことはできない」ことを理由に執行停止決定が、審査の対象となる国の関与に該当するということはできないとして申立を却下した。同委員会の審査対象を「一見明白に不合理」な場合に限定するこの判断は国の判断を優越させ、分権改革における同委員会創設の目的に反するであろう。これに対して、さらに沖縄県は執行停止を違法な公権力の行使として取消訴訟を高等裁判所に提起するようである。

おわりに——地方自治を守る首長を

基地建設を強硬に進める政府に対して翁長知事は、県民の信託に応えて公約を守り、法の道理、法治主義に則った措置を尽くしてきている。国との対決をここまで深刻なものにしてきた原因のひとつは前知事が公約に反して埋立を承認してしまったことにある。首長の意思・判断が地方の行政・政治のありようを大きく左右することが理解される。住民の意思に基づき地方自治を守り抜く姿勢の首長を選出することが決定的に重要である。

人口減少社会におけるマンション建設について

京都大学大学院ジュニアリサーチャー　三重　遷一

既に広く知られているように、少子化・高齢化によって、日本は人口減少社会に突入している。総務省統計局は、2011年を「人口が継続して減少する社会の始まりの年～人口減少社会『元年』と言えそうだ」と指摘している。政令指定都市である京都市も例外ではなく、平成22年以降は人口の減少を続けている。他方、住宅需要に影響する世帯数は、世帯当たりの人数が減少していることから、現在も増加傾向にある。しかし、日本全体の世帯数が2019年にピークを迎え、その後は減少に転じることが予想されることから、京都市についても同様の現象が起こると予想される。ただし、行政区ごとに見た場合、その増減には開きがあり、1995年以降に連続して人口が増加している中京区と下京区に対して、北区と東山区は一貫して人口が減少している。

こうした京都市民の居住形態を、平成25年の『住宅・土地統計調査』の集計結果から見てみると、建て方別では、マンションを含む共同住宅、一戸建てがそれぞれ京都市全体の50.9%、46.5%となっている。特に、人口増加が続く中京区、下京区ではそれぞれ64.1%、68.5%と高くなっており、前回の平成20年の調査と比べても、中京区で15.6%増、下京区で27.5%増と共同住宅の比率を高めていることから、「人口の都心回帰」の受け皿としてマンション需要が高まっていることがわかる。実際、新たに建設される住宅においても、近年は共同住宅建設の比率が増している。

土地は、通常の商品と異なり生産することができない財である。また、土地の希少性、個別性から誰かが利用しているとその土地を利用できないという「利用独占」と、売るために生産するわけではないために需要に対して供給が過小となりがちになるという「所有独占」のため、土地価格の高騰が起こりやすい。そのため、需要が集中すれば、高層化によって需要を吸収して、地価、地代の最大化が図られる。東京において、高層マンションの建築が盛んであるのは以上の理由からである。事実、地価調査から見た住宅地価格では、京都市周辺地域での地価下落が続くなかで、中高層住宅が多い中心区では地価上昇の率が高くなっている。このことからも、今後も京都市におけるマンション建設への需要は続くであろうと考えられる。

これらの現状を踏まえた上で、今後のマンション建設がもたらす課題を挙げてみたい。

まず第１に、マンション建設に伴う土地利用構造の変化である。京都市中心部

は、町家を中心に、高密度な居住空間と伝統的地場産業の集積の共存をはかってきたという点に、その特徴が求められる。そのため、その町並みに鉄筋コンクリートの高層建築物が次々に建設されることによる地域の景観や居住環境の変容は大きな社会問題となり、これが平成19年から施行された高さ制限を含む「新景観政策」として結実し、10階建て以上のマンション建設はできなくなった。しかし、すでに述べたようにマンション建設への需要がなくなったわけではない。また、マンション以外にも、これまで京都を歴史的に支えてきた伝統的産業が衰退し、他方で情報・サービス業オフィスや飲食店やエステなどの商業系店舗が増加していることが研究により明らかになっている。単にマンション建設により人口が増えて万々歳でなく、地域の変容を産業面での土地利用形態の変化まで含めた都市機能の変容として捉える必要がある。

第２に、空き家問題である。京都市における空き家の内訳を見ると、「賃貸用の住宅」が最も多く、空き家全体の半数以上となっている。そして、その多くをマンション、アパートが占めている。たとえば、空き家率が高い東山区のある学区においては、共同住宅の空き家率が学区全体の空き家率を上回る値となっているケースがある。一般にマンションの耐久年数は約30～40年と言われているが、実際にはそれよりも長い期間利用される場合が多い。人口減少社会において、住宅需要の減少、格差、偏在が起こるなか、空き家化、老朽化するマンションのもたらす建て替え問題や管理問題への対処が必要になるだろう。

第３に、海外からの投資マネーとの関係である。平成13年に小泉政権下以降、不動産市場を活性化させるために、様々な事業が行われた。この不動産開発ブームを支えたのが不動産証券化市場の成長であった。不動産証券化とは、賃料収入などを配当、分配する証券を発行して不動産投資資金を調達する金融手法である。日本ではJリートと呼ばれる不動産証券化市場には、外国人投資家からの流れ込むマネーが近年増大している。不動産証券化の進展は、海外から資金流入によってワンルームマンションブームを生み出しているが、他方で市場が国内の実需とは無関係に、より利益があがる方に流れる国際的な資本市場の動向に左右されるという結果をもたらしている。

かつて「住宅すごろく」では一時的な居住形態であったマンションは、もはや「終の棲家」ともなっている。しかし、その市場の不安定性を是正しなければ、本当の意味での「終の棲家」たり得ないのではないかと考える。

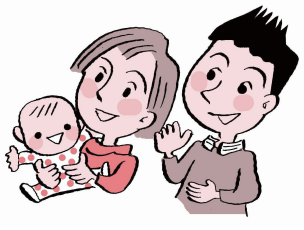

交　流　の　広　場

なくそう、憲法違反の戦争法！！

戦争法は廃止!!「街頭演説会＆デモ」へ

京都憲法共同センターは戦争法廃止をめざし、毎月19日にいっせい宣伝・デモを呼びかけています。

1月19日　市役所前集合(終了)
2月19日　戦争法は廃止!!「街頭演説会＆デモ」市役所前　18時30分～
3月19日　戦争法廃止自衛隊海外派兵反対 3.19ヒューマンチェーン・大久保 近鉄大久保駅西側14時～

バイバイ原発３・１２きょうと

日時：3月12日（土）13時30分～
場所：円山公園（13時開場　雨天決行）

スピーカー：
秋山豊寛さん（日本初の宇宙飛行士／京都造形大学芸術学部教授）
朴勝俊さん（関西学院大学教授）

ライブ：リクオ＆中川敬（ソウル・フラワー・ユニオン）

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

第40回 自治体政策セミナーin京都

-「選択と集中」で地域の未来はあるか-

日　時　2016/2/20（土）・21（日）
会　場　京都JA会館　5F　501会議室定　員160名　（要申込）
参加費　研究所個人会員　10,000円

2月20日（土）　13:00～17:00
「地方創生」政策の本質と地域再生の方向
－「選択と集中」と自治体・地域の未来
講師：岡田知弘氏（京都大学大学院教授／自治体問題研究所理事長）

2月21日（日）　9:30～15:30
「地方創生」とコンパクトシティ
講師：中山徹氏(奈良女子大学大学院教授／自治体問題研究所副理事長)

2月20日（土）　10:30～12:00
緊急特別講演会 TPPと地域経済・自治体－中小企業振興基本条例の重要性
（講師：岡田 知弘 氏）同会場にて開催。
政策セミナー参加者は無料。
本講演会のみ参加費・資料代1,000円。

主催：自治体問題研究所
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

◇読者のお便りご紹介◇

◇◆

宇城久・防災を考える市民の会事務局の梅原孝さん（宇治市志津川区長）のお便り。

2012年8月14日の豪雨で流失した前川橋がようやく完成する運びとなり、宇治市主催で渡り初め式が1月24日午前9時から現地で行われます。

新橋は災害の教訓を踏まえ流失した橋より高く架けられました。

＜宇治の豪雨災害＞

■ 弥陀次郎川（天井川）が決壊し、住宅街に土砂が流れ込んだ。■ 笠取や炭山など4地区745人が孤立した。■ 白川地区などで斜面崩壊や地すべりが発生した。■ 志津川の民家1戸が流され住民2人が行方不明になった。

◇◆

京からふるさと再生（41）　　田中 康夫 （ふるさと再生京都懇談会代表世話人）

中国山地の中の匹見町

昨年11月、40年ぶりに中国山地の真中に位置する旧匹見町に行ってきました。日本の代表的と言われていた過疎地、匹見のこの40年の変化と平成の大合併で益田市に組み込まれた、その後の匹見地域の姿を確認することが目的でした。

匹見町も昭和38年のいわゆる38豪雪によって奥の集落が解体を始め、その対策に苦労をしていると聞いていましたので本当にさびれた地域を頭に描いて訪れました。

行ってみて想像していた姿と大きく異なる町の姿に驚きました。メインストリートには小奇麗な小売店舗が列をなして並んでおり、デザインされた街路灯も見られ、賑わっていました。いったいどこが代表的な過疎の姿なのかといぶかしく思ったものでした。

面談した町長の話にも驚かされました。

人口が少ないことにはいいこともある。人口が少ないからすべての町民のことはよくわかっている。これが町長の第一声でした。よくとればしっかりと住民要望を把握して行政執行を行っている、悪くとれば人間関係を利用して住民を威圧し操縦している言葉といえます。当時の山間地域の社会的、政治的状態を見事に表現した言葉として今も覚えています。

益田市からバスで50分強、片道運賃1000円弱と大変な時間と費用を要する先に匹見の中心があります。そこは40年前とは全く異なる姿を示していることに驚きました。昔の商店街に今、存在する店舗は農協の購買所、化粧品店、菓子・パン・飲み物を売る店とガソリンスタンド、診療所などごく少数です。これでは生活を行うには困難があるのではないかと心配されます。

この匹見は今やその過疎地である自然環境を生かして新しい産業を育てつつあります。それは清冷な大気と水を生かしてワサビ栽培と加工品の開発を県外の企業と提携してすすめていることです。

生活の利便性には大きな問題を抱えてはいますが生計の手段が見えてきたことは将来に明るい展望をもたらし、匹見ならではの地域づくりが進むと期待できましょう。

この地域を支える益田市匹見支所(旧町役場)は渡り廊下で町民会館、図書室とつながる立派なRC造の建物で、一昔前各地にあったやり手町長の成果を誇るものです。支所は三部門、職員30人程度が勤務しており、他の合併された町村とは様子が大きく異なるようでした。この支所体制は本庁との距離、この地独自の行政需要の存在または他の理由がそこにあるのか、改めてヒアリングに行く必要を感じています。

またこれほどしっかりした支所体制を設けるならば合併の目的は果たして何だったのかも問われます。

地方地域が存続していく道の一つは、この匹見のように昔からそこに存在しているものを材料とし、それに地域の知恵をまぶすことが考えられます。お題目のように大規模化や競争力のある産業づくりを唱えることだけが地方地域の未来を切り開くものではないといえます。

匹見流の地域づくりをすすめるにはどのような条件、場を用意したらよいのか、このことを考えることから地方発の真の「地方創生」は始まると考えます。

匹見はこのことを教えてくれました。

私の本棚　書籍紹介コーナー

土居 靖範（NPO法人 市民共同発電をひろげる城陽の会理事長）

『　街 あ か り　』

（京都府 長岡中央商店街振興組合著：文京堂書店2014年10月刊　1000円＋税）

私は「まちづくり」に関心があり、とりわけ中心市街地の活性化に関する書籍を中心に読み込んでいる。他方で再生エネルギーの利活用や節電所づくりの手法についての書籍や資料も読みあさっている。私の本棚に最近入って来た『街あかり』は、この２つのジャンルをカバーするものである。

ところで商店街は今後どうなるのであろうか。“シャッター通り商店街”が各地で常態化している。長岡京市には「アゼリア通り」に面する長岡中央商店街があるが、2005，6年ころに店の廃業がつづき、共同で維持すべき街路灯が維持できないところまで追い詰められてきた。商店街は60店舗、800ｍのアゼリア通りに84基、計168球ある水銀灯の電気代は年間90万円にもなる。市の補助が半分あったが、街灯は商店街の運営費から賄っていたので大変な負担となり、「もう消してしまおうか」と言うところまできた。

なんとか安くならないかと理事会で考え、当時普及しだしてきたLED導入を決断した。電気代の節約や電球の取り替えの点から決めたが、市販のLED街路灯は当時は高く１個3、4万円もしたので、地元事業者の協力・指導で小学生に工作で手作りしてもらうことにした。直流12ｖなので子どもでも危険がないだろうと小学校の理解も得て取り組まれた。それが子どもたちには楽しさと地域への関心を大きくもたらした。小さなLED球を沢山つなげてできたLED灯には、それを作った生徒の氏名がマジックで書かれている。そうした小学生を含めた地域の人々の取り組みで、168球全部の街路灯がLED化された。消費電力は10分の1まで減り、電気代などの費用は年間で約60万円節約されている。極めて節電効果があるといえる。またLEDは極めて長寿命なので、これまでの高所での手間のかかる水銀灯のたびたびの取り替えに比べて大変楽になった。

しかしそこに到るまで、いろんなドラマがあった。街灯LED化による商店街再生のドラマを小説風にまとめたのが、このユニークな書物である。なお登場人物はすべて実名である。

カメラ探訪27　　古谷 能富子
「消防出初め式」とロームシアター京都

1月10日、この日は「ロームシアター京都　オープン」と地下鉄にポスターが貼られていました。朝起きると、とってもよい天気です。動物園も改修されたと聞いていたので、どんな風に変わったのか見に行くことにしました。

地下鉄を降りると小さい子どもを連れたママたちの姿が目立ちます。岡崎公園を目指していくと神宮道に消防自動車がたくさん並んでいました。歩道は家族連れでいっぱいです。何十台もの消防車が次々走る様子に小さな男の子が目を輝かせていました。午前中、ロームシアター京都の周辺で出初め式をして、午後にオープニングセレモニーが開かれるようでした。出初め式のパレードは各区ごとに消防隊員や消防団の方たちが旗を掲げて行進して、その後に特殊なはしご車やヘリコプターを使って、ビルの上の人を救助する訓練も実施されました。日々防災に尽力されている消防士の皆さんを頼もしく見ていたのですが、消防団の隊列になると一気に年齢が上がって、「消防団員を募集しています」とアナウンスもされていましたが、高齢の方たちが地域でがんばって下さっている大変な現状を再認識しました。

ロームシアターの建物の中には入れないので、周りを一回りしてみました。

開館５０周年を経て，施設全般の老朽化やホール機能の前時代化などのもと京都市が「再整備基本計画」を発表しました。これに対して、前川國男が設計し「モダニズム建築の傑作」として高い評価を受けた「京都会館」を残そうと市民の声がたかまり、様々な議論の中「既存の建物を出来る限り活かし、市民の思い出とともに未来へ引き継ぐことを基本としたうえで、施設水準の向上のために必要となる再整備が行う」というコンセプトでリニューアルされました。建物の外観は、メインホールの上に「四角い大きな箱」が乗っている以外は「京都会館」の面影が残り新旧の差が分からないくらいでした。「四角い箱」も、東側の疎水越しや北側からははっきり見えますが、二条通側や中庭に入って見上げるときには他の建物の影になってさほど気になりません。新しく、東南の会議場があった建物には「賑わいスペース」として「蔦谷書店」が運営する、読書や勉強などができるブック＆カフェが１階に、イベント、レセプションなどを開くことのできるレストランが２階に造られていました。岡崎公園を訪れる観光客や住民も自由に利用できる空間になるそうです。

次はぜひ、ホールの音響や舞台の機能がどんなに良くなったのか体感してみたいです。

１０数年ぶりに、動物園も見学してきました。いろいろ感じることもありましたが字数が無くなって来たので、こちらはまたの機会に・・・。

事　務　局　通　信

● 住所変更等のご連絡はお早めに　会費 及び「住民と自治」誌購読料が未納の方は3月末までに納入を

「住民と自治」誌等は毎月18日前後に発送しています。

住所変更等はお早めにご連絡下さい。

当研究所の会計年度は３月末ですので、会費・購読料が未納の方、３月末までの納入、よろしくお願いします。

● 研究所のＨＰ、本誌に関してご意見をお寄せ下さい

ホームページのリニューアルを検討しています。トップページに写真を入れる予定ですが、京都らしいもの、研究所らしいものなどの写真を探しています。ご協力下さい。

ツキイチ土曜サロン

＜お気軽に参加下さい＞

日時：2月20日（土）午後2時～
場所：京都自治体問題研究所
題材：ちくま新書「解決! 空き家問題」
（15.11、中川寛子著、820円＋税）
ポプラ新書「『空き家』が蝕む日本」
（14.7、長嶋 修著、780円＋税）の2冊
報告者：土居靖範さん

中川氏はフリーライター、長嶋氏は不動産コンサルタントです。東京オリンピックが開かれる2020年、全国の空き家は１千万戸に達し、空き家率は15%にのぼると予想されています。　日本全国空き家だらけになる時代を目前にして、住宅をとりまく環境をどう解決したらいいのか。その処方箋を探ろうという狙いです。当研究所でも京都の空き家問題解決を共同で研究すべきと考え、提案します（土居）。

●年報第9号（16年5月末発行予定）の論文を募集します●

特集テーマは「ローカルアベノミクスとのたたかい」
締め切りは、2016年4月15日です

・会員であればどなたでも投稿できます。
・投稿できる種類は、研究・討論・調査レポート、動向、資料、書評です。
・特集テーマ以外でもかまいません。
・投稿規定・執筆要項があります（詳細は研究所事務所までお問い合せください）。